

日本語学会からのお知らせ 第95号 (2019年06月18日)

このメールは、日本語学会会員の皆様にお送りしています。

■ 学会賞規程改定のお知らせ

「日本語学会論文賞」規程および「日本語学会大会発表賞」規程の一部改定について

日本語学会理事会

日本語学会では、若手・新進の研究者の支援を主な目的として、2014年に「日本語学会論文賞」「日本語学会大会発表賞」の2つの学会賞を創設し、審査、授賞してまいりましたが、この間、審査の方法や規程などにいくつかの問題点が見出されたため、理事会内に学会賞制度検証ワーキンググループを設置して、制度全体の見直しを行いました。その見直しを受け、「日本語学会論文賞」規程および「日本語学会大会発表賞」規程の一部を改定いたします。

「日本語学会論文賞」規程 (2019年5月改定)
<https://www.jpling.gr.jp/kaiin/gakkaisyo/kitei/#gakkaisyo1>

「日本語学会大会発表賞」規程 (2019年5月改定)
<https://www.jpling.gr.jp/kaiin/gakkaisyo/kitei/#gakkaisyo2>

「日本語学会論文賞」規程に関する改定点は、以下の4点です。

- 1 授賞対象とする論文の掲載号数を4から3に変更しました (第2条第1項)。
- 2 授賞可能な回数を、「1回」から、「同一執筆者 (共著の場合は執筆者全員が同一) への授賞は1回」と変更しました (第2条第3項)。
- 3 選考委員会の構成を、「編集委員長 (委員長)、編集委員2名、理事1名の計4名」から、「理事1名 (委員長)、編集委員長 (副委員長)、評議員若干名」に変更するとともに (第3条第2項)、委員の選出方法についても変更を加えました (第3条第3項)。また任期についても、委員長以外を年ごとに委嘱するものから、委員長・副委員長の任期を3年、その他の委員を1年に改めました (新規規程第4条として追加)。
- 4 その他、規程の内容に整合性をもたせるように文言を改めました (新規規程第7条)。

これらの改定を行った主な理由は、次の通りです。

1は、機関誌『日本語の研究』の刊行が年4回から年3回へと変更されたことを受けたものです。

2は、共著論文が増えてきたことに対応するものです。単著論文、共著論文にかかわらず、執筆者がすべて同じという場合以外は再度の受賞が可能であることを確認し、そのことがわかるように文言を修正しました。具体的には、たとえば、一度単著論文で受賞した方が再度単著論文で受賞することはできませんが、一度共著論文で受賞した方が、次に単著論文で受賞することは可能です。

3は、審査を従来よりもさらに厳格、公正、迅速に実施するために、選考委員の構成およびその選出方法に変更を加えたものです。専任の委員長を理事から選出するとともに、編集委員2名に代わって、評議員若干名を加えることとしました。

4は、論文賞が論文に与えられるものであることを明確にしたものです。

なお、本改定は、2019年5月29日付けでなされるもので、2019年刊行の第15巻から改定規程が適用されます。

また、「日本語学会大会発表賞」規程に関する改定点は、以下の5点です。

- 1 授賞対象とする発表形態を示す文言を、「学会が授賞対象として指定する発表形態においてなされる各大会の発表」に改めました。(第2条第1項)。
- 2 授賞可能な回数を、「1回」から、「同一発表者(共同発表の場合は発表者全員が同一)への授賞は1回」と変更しました(第2条第3項)。
- 3 選考委員会の構成を、「大会企画運営委員長(委員長)、大会企画運営委員2名、理事1名の計4名」から、「理事1名(委員長)、大会企画運営委員長(副委員長)、評議員2名」に変更するとともに(第3条第2項)、委員の選出方法についても変更を加えました(第3条第3項)。また任期についても、委員長以外を大会ごとに委嘱するものから、3年へと改めました(新規程第5条第1項として追加)。
- 4 従来、大会ごとに委嘱していた審査員を、任期3年で委嘱する「常任審査員」と、大会ごとに委嘱する「臨時審査員」に分けるとともに、その委嘱の方法を定めました(新規程第4条および第5条第2項として追加)。
- 5 その他、規程の内容に整合性をもたせるように文言を改めました(新規程第7条および第8条)。

これらの改定を行った主な理由は、次の通りです。

- 1は、今後、発表形態の種別に変更があった場合にも柔軟に対応できるように、文言に変更を加えたものです。
- 2は、共同発表が増えてきたことに対応するものです。単独発表、共同発表にかかわらず、発表者がすべて同じという場合以外は再度の受賞が可能であることを確認し、そのことがわかるように文言を修正しました。具体的には、たとえば、一度単独発表で受賞した方が再度単独発表で受賞することはできませんが、一度共同発表で受賞した方が、次に単独発表で受賞することは可能です。
- 3は、審査を従来よりもさらに厳格、公正、迅速に実施するために、選考委員の構成およびその選出方法に変更を加えたものです。専任の委員長を理事から選出するとともに、大会企画運営委員2名に代わって、評議員2名を加えることとしました。
- 4は、審査をより組織的にまた十全に実施するための体制変更に伴う追加です。
- 5は、大会発表賞が発表に与えられるものであることを明確にしたものです。

なお、本改定は、2019年5月29日付けでなされるもので、2019年秋季大会から改定規程が適用されます。

今後とも引き続き、学会賞を厳格に選考するための組織と方法に検討を加えて行く所存です。会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

=====

■ 「日本語学会からのお知らせ」バックナンバー

<https://www.jpling.gr.jp/kaiin/infomail/backnumber/>

■ 研究会・講演会などの情報は、日本語学会ホームページの「学会消息(研究会等の開催情報)」から見ることができます。また、学会消息には、会員・非会員を問わず、どなたでも情報を登録することができます(ただし、非営利のものに限ります)。ご活用ください。

<https://www.jpling.gr.jp/gakkai/aboutgakkai/bbs/>

■ メールアドレスの変更は下記のアドレスへご連絡ください。

mail-register■■■jpling.gr.jp(■■■は@に置き換えてください)

本文には、(1)名前、(2)ふりがな、(3)所属、(4)変更/新規の別、(5)登録する電子メールアドレス(携帯電話のアドレスは、メール配信のできない場合がありますので、登録はご遠慮ください)を記入してください。

■ 配信停止は下記のアドレスへご連絡ください。

(本文に配信停止を明記してください。)

mailstop■■■jpling.gr.jp(■■■は@に置き換えてください)

■ 其他のお問い合わせ・ご意見は、日本語学会事務局へお願いします。
〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目13番7号 日吉ハイツ404号
電話・FAX : 03(5802)0615
E-MAIL : office■■jpling.gr.jp (■■は@に置き換えてください)

■ 日本語学会ホームページ
<https://www.jpling.gr.jp/>

■ 日本語学会広報委員会のTwitterページ
https://twitter.com/sjl_dig

■ 日本語学会広報委員会のfacebookページ
<https://www.facebook.com/society.for.japanese.linguistics>
